

白石市

農業委員会だより

農業委員会制度が

変わります！

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月から施行されました。

●農業委員

農業委員は、選挙ではなく、公募し、選考のうえ、議会の同意を得て市長が任命する方法に変わりました。

これは、地域で中心となっていた農業の担い手の意見を十分に反映させるためであり、農業委員の過半数以上を認定農業者（認定農業者に準ずる者を含む）が占めなければならぬことになりました。

また、青年や女性も積極的に登用することになり、一方で中立的立場の者も一人以上いなければならぬことになりました。

●農地利用最適化推進委員

新たに、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が設置されました。

農地利用最適化推進委員は、農地利用の最適化を進めるため、農業委員と連携して、指定された地域の現場活動を行います。



農地利用の最適化

を進めます！

改正により、次の業務が必須業務になりました。

- 担い手への農地の集積・集約化
- 耕作放棄地の発生防止・解消
- 新規担い手参入の促進

そのために、平成29年度から、農業振興地域内のすべての農地（田・畑など）を本格的に調査することになりました。

【調査の内容】

主に現地調査と航空写真を使って、農業振興地域内の農地（田・畑など）を、耕作されているか、保全管理がされているか、遊休農地なのか（再生が可能・不可能）、農業委員と農地利用最適化推進委員が利用状況調査を行います。

また、遊休農地と判断された農地の所有者には利用意向調査を行い、耕作の予定や農地の有効利用を図る方法を相談しながら、担い手への集積・集約化を進め、耕作放棄地の発生防止・解消を目指していきます。

これらの調査結果は農地台帳に反映されることで、インターネット上で公開されている「農地ナビ」（農地公開情報システム）でも農

地の利用状況や貸借の有無などが表示されて、農地の集積を進めたい人や新規に農業に参加したい人（または法人）の参考資料となります。

農業委員と農地利用

最適化推進委員を

公募中です

現在、市と農業委員会は、平成29年7月から活動していただける「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を公募中です。（募集締め切り3月13日（月））詳しくは広報しろいし2月号またはホームページをご覧ください。



平成28年度

農地パトロールを

実施しました

平成28年度から、農地パトロールは、7月から8月にかけて行うことになりました。

遊休農地の確認と併せて農地の不適切な使用（違法転用）の調査を市内全域で実施しました。

耕作放棄地は、草木の繁茂による病害虫の発生や有害鳥獣の繁殖、不法投棄による近隣農地への影響など、環境問題としての苦情も年々多く寄せられています。

この調査の結果をもとに、「農地利用の最適化を進めます」の記事に記載の「遊休農地活用のための農地利用意向調査」を行っております。まだ、提出されていない方は、調査についてのご協力をお願い致します。

なお、意向調査書をご回答いただけない場合、また、耕作すると記入して管理も耕作もしていない場合は、勧告書が送られ、固定資産税が一・八倍に課税される場合がありますのでご注意ください。



農地に関する手続きのスケジュール

- 申請受付締切り
毎月 10日
（土・日・祝日の場合は翌開庁日）
- 農業委員会の審議
毎月 25日
（土・日・祝日の場合は翌開庁日）
- 農地法三条の許可書の交付
審議から2日後以降
- 利用権設定決定通知の発送
翌月初旬
- 農地法四・五条の転用許可書の交付（30a未満）
翌月15日前後
※30a以上の場合は更に日数がかかります

なお、添付書類の不足などがあった場合は、この限りではありませんのでご了承ください。

農地は法律で守られている反面、様々な制約があります

●農地の転用

農地を宅地や駐車場、資材置き場など耕作以外の目的に利用するときは、農地転用の許可が必要です。一時的（短期間）に使用する場合も同様です。

許可なく転用した場合「違反転用」となり、農地への現状復帰命令がなされるとともに、罰則が科せられることとなります。

●農地の売買や貸し借り

農地法三条の許可あるいは利用権設定の許可がなければ、農地の移動（売買や貸し借り）はできません。

●農地の贈与税や相続税の猶予を受けている場合

次のような場合には納税猶予が打ち切りとなり、贈与税（相続税）と利子税を納付することになりますのでご注意ください。

①耕作放棄している場合

②第三者へ、所有権の移転あるいは貸し付けをした場合（農地中間管理機構は除く）

③転用した場合（地籍調査の結果農地でなくなった場合も含む）

●経営移譲年金（農業者年金）を受給するために農地を後継者に貸し付けている場合

次のような場合には、年金が支給停止（減額）になります。

①的確な要件を欠く第三者へ、所有権を移転あるいは貸し付けをした場合

②転用した場合（地籍調査の結果農地でなくなった場合も含む）ただし、自分（または後継者、直系卑属）用の居宅や農業用施設のための転用の場合は除かれます

③農業を再開したと見なされる場合（農地を受給者名義で取得した後後継者へ貸し付けを行わない、農業関係の諸名義を受給者に戻すなどした場合）

農地の形質変更届

田を畑にする、盛土、切土するなど、利用方法を変更したり、大きく地形を変える場合は「農地形質変更届出」を提出してください。



最近、建設工事で発生した残土を使って盛土をおこなう際、石やコンクリート材が混じっているなど農地に向かない土を入れたため、周辺農地に悪影響を及ぼし、手直しをしてもらう事例が見受けられます。

工事を建設業者等に依頼する場合は、土の採取場所や土質、作物補償など十分に話し合い、書面で契約を交わすなど、後でトラブルにならないよう努めましょう。

各手続きに関する問い合わせは

農業委員会事務局へ TEL 22-1256

相続登記はお済みですか？

●所有者が死亡した農地の名義変更はしましたか？

相続登記をしないと、売買・贈与などの所有権の移転や貸借権の設定など農地法の手続きができません。

また、未登記のままにしておくと、世代が代わるごとに相続人の数が増加し、登記手続きが複雑になり困難を極めます。

お早めに手続きください。

法務局



担い手積立年金

～農業者年金～

農業者年金は「農業者のための年金」で、国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的年金制度です。

●加入要件

次の①から③のすべての要件を満たす方 ①国民年金の第1号被保険者（免除を受けていない）②年間60日以上農業に従事する方 ③20歳以上60歳未満の方

●特徴

自ら積み立てた保険料とその運用益を将来受け取る積立方式（確定拠出型）の年金です。年金額が加入者・受給者の数に左右されない少子高齢化時代に強い年金です。

●80歳までの保証がついた終身年金です

年金は生涯保証されます。仮に、加入者や受給者が80歳になる前に死亡された場合でも、80歳までに受け取るはずの相当額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

●保険料

保険料は、月額2万円から6万7千円まで、経営状況やライフプランに合わせて、千円単位でいつでも見直すことができます。

●税制面でも大きな優遇

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり節税につながります。さらに、受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

◆お申し込み・問い合わせ先

みやぎ仙南農業協同組合
白石市農業委員会

お気軽にお問い合わせ下さい。

農家相談日

農地の問題について農業委員2名による相談を毎月10日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）に実施しております。

◆時間

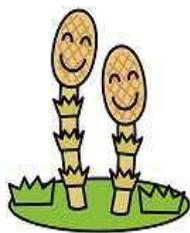
午前10時～正午

◆場所

農業委員会事務局内

◆今後の相談日

3月10日	（金）
4月10日	（月）



編集・発行 平成29年2月15日

白石市農業委員会事務局

白石市福岡長袋字陣場が丘12-13

電話 0224(22)1256

FAX 0224(22)1258